

第1回利益相反マネジメント委員会議事要旨

1. 日 時：平成21年8月11日（火）13：20～13：50

2. 場 所：大学本部棟4階 第一会議室

3. 出席者：

宜保清一委員長（副学長）、井手孝行副委員長（副学長）、大城郁寛委員（法文学部）、平良一彦委員（観光産業科学部）、立石庸一委員（教育学部）、山里眞委員（理学部）、金子英治委員（工学部）、川本康博委員（農学部）、沼口邦明委員（総務部長）、清水一成委員（法務研究科）、前川秀彰委員（熱帯生物圏研究センター）、植田真一郎委員（医学部）

4. 陪 席：

伊藤元業（人事課長）、大濱善秀（地域連携推進課長）、照屋智（地域連携推進課長代理）、小渡志保子（地域連携推進課専門職員）、比嘉達志（地域連携推進課地域課主任）、宮里昇二（医学部事務長）、大兼一夫（医学部専門員）

※審議に先立ち、宜保副学長から本委員会の委員長に学長から指名され、議事進行を行う旨説明があった。引き続き、副委員長に井手孝行副学長が指名され、了承された。

※大濱地域連携推進課長から、今回の審議事項に係る配付資料の説明があった。

5. 審議事項

(1) 国立大学法人琉球大学利益相反マネジメントポリシーについて

資料2の国立大学法人琉球大学利益相反マネジメントポリシー（案）について、内容の確認が行われた。

(2) 国立大学法人琉球大学臨床研究に係る利益相反マネジメントポリシーについて

資料3の国立大学法人琉球大学臨床研究に係る利益相反マネジメントポリシー（案）について、内容の確認が行われた。

植田委員から、臨床研究については、次の3つの側面があり、その点の検討も必要であるとの意見があった。

①「治験」については、その他の臨床研究等とは異なるものがある。

「治験」でのインフォームド・コンセント（IC）への記載義務は、多くの人が係わっており大変な作業になる。

②ヒト対象の臨床研究のみを取り上げており、臨床研究には基礎研究に係る部分もある。

③ヒトを対象とする臨床研究のCOIはより透明性が求められる。重要な点はその研究に係る研究費の受入れや流れの面での透明性の問題である。

大濱地域連携推進課長から、臨床研究についてはより高度で専門的な要素があることから、医学部において植田委員を中心に臨床研究に係るポリシーを検討し、上記3つの側面を盛り込んだ修正案を提案してほしい旨、説明があった。

(3) 利益相反マネジメント要領に記載すべき案件について

大濱地域連携推進課長から、資料4及び参考1、2に基づき説明がなされた。ガイドラインでは、利益相反マネジメントの対象事項、一定の基準及び対象者について、各大学で設定し管理してよいとされており、各ガイドライン等、及び他大学の状況を参考に検討していただきたい旨説明があった。

大城委員から利益相反のみならず、兼業等の実施に伴う責務相反も含めて、学部に持ち帰り検討したい旨の発言があった。また、学部関係者に周知するため、ガイドライン等の参考資料を配付してほしいとの要望があった。

●宜保委員長から、本案件については各委員で持ち帰って検討していただくこととし、次回の委員会において本格的な審議を行いたい旨提案があり了承された。

次回委員会は8月21日（金）午前10時から開催することになり、夏休み期間中であることを考慮し、次回委員会は代理委員の出席も認めることが確認された。

以 上